

## 山口県農林水産部試験研究機関における競争的資金等の 運営及び管理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、競争的資金等の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 試験研究機関

農林総合技術センター及び水産研究センターをいい、次条以降に定める責任等については、各試験研究機関の責任の範囲内とする。

#### (2) 競争的資金等

国又は国が所管する国立研究開発法人等から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

#### (3) 配分機関

上記(2)の競争的資金等を配分する機関をいう。

### (責任体制の明確化)

第3条 競争的資金等の運営及び管理に関わる者の権限と責任の体系を明確にするため、次に定める者を置く。

(1) 最高管理責任者 各試験研究機関を総括するとともに、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う者とし、各試験研究機関の長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について総括するものとし、各試験研究機関の次長をもって充てる。

(3) 副統括管理責任者 最高管理責任者の指示に基づき競争的資金等の運営及び管理に関して統括管理責任者を補佐する者とし、農林総合技術センターにあつては企画戦略部長、水産研究センターにあつては企画情報室長をもって充てる。

(4) 部室責任者(コンプライアンス推進責任者) 最高管理責任者の指示に基づき各部室内における競争的資金等の実質的な運営及び管理にあたる者とし、次のとおりとする。

|            | 区分               | 部室責任者   |
|------------|------------------|---------|
| 農林総合技術センター | 農林業技術部に関わる競争的資金等 | 農林業技術部長 |
|            | 畜産技術部に関わる競争的資金等  | 畜産技術部長  |
| 水産研究センター   | 外海研究部に関わる競争的資金等  | 外海研究部長  |
|            | 内海研究部に関わる競争的資金等  | 内海研究部長  |

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部室責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(事務処理手続き及び職務権限並びに相談窓口)

第4条 競争的資金等に係る事務処理手続き及び職務権限については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、山口県会計規則(昭和39年規則第54号)、山口県物品規則(昭和39年規則第57号)、山口県事務委任規則(昭和44年規則第21号)及びその他関係法令の規定に基づき、適正に執行するものとする。

2 競争的資金等に関する事務処理手続きに関する相談窓口は、農林総合技術センター及び水産研究センターの総務課とする。

(遵守事項)

第5条 研究員は、競争的資金等が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるとの認識のもとに、健全な研究活動を保持し、かつ、研究活動における不正が起こらない研究環境を個人又は組織として形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、研究活動における不正行為は、資金の不正使用、不正な事務処理手続き、研究データや結果のねつ造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用などの行為とする。

(1) 不正行為を行わないこと。

(2) 不正行為に荷担しないこと。

(3) 第三者に対して不正行為をさせないこと。

2 事務職員は、研究活動の特性を十分踏まえた上で、専門的能力をもって競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあると認識すること。

(通 報)

第6条 何人も、不正行為の疑いがあると思料するときは、最高管理責任者又は統括管理責任者に通報することができるものとし、統括管理責任者が通報を受けたときは、直ちに最高管理責任者に報告を行うものとする。

2 通報の方法(様式を含む。)は、山口県職員等公益通報制度実施要綱に準じて行うものとする。

3 前2項の規定は、山口県職員等公益通報制度実施要綱に基づく内部窓口及び外部窓口への公益通報を妨げるものではない。

4 報道又は学会その他の研究コミュニティにより不正が指摘された場合は、第1項の通報があったときと同様に取り扱うものとする。

(調 査)

第7条 最高管理責任者は、前条第1項による通報が行われたときは、通報の受付から30日以内に、通報の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関及び関係省庁等(以下、「配分機関等」という。)に報告する。

2 調査が必要と判断した場合は、速やかに調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会に対し、調査の実施を命じるものとする。なお、調査は、調査実施決定後、30日以内に開始するものとする。

- 3 委員会は、統括管理責任者をもって委員長に充てるほか、最高管理責任者が指名する委員若干名により構成する。委員には、当該試験研究機関に属さない第三者の委員（弁護士、公認会計士等）を半数以上含めるものとする。なお、この調査委員は、試験研究機関及び通報者、調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 試験研究機関は、委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び調査対象者に示すものとする。これに対し、通報者及び調査対象者は、あらかじめ試験研究機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、試験研究機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。
- 5 委員長は、会務を掌理し、委員会の庶務は、各試験研究機関の総務課において処理する。
- 6 委員会は、調査に当たり、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 通報者及び調査対象者（以下「通報者等」という。）からの聴取
  - (2) 不正行為に関する資料（電子データを含む。）等の調査
  - (3) その他調査に必要な事項
- 7 通報者等は、委員会の調査に対して、誠実に協力しなければならない。
- 8 委員会が行う資料等の調査に当たり、他の方法による適切な入手が困難な場合又は隠滅が行われるおそれがあるとき、委員会は、調査対象者の研究室又は実験室等であって調査事項に関連する場所の一次封鎖又は実験、観測及び解析等に関する機器又は資料等の保全の措置を講じることができる。
- 9 前項の措置は、必要最小限の範囲及び期間に留めなければならない。
- 10 一次封鎖した場所の調査及び保全措置をとった機器又は資料等の調査を行うときは、調査対象者及び調査対象者が属する部、室又は課の長の立会を必要とする。
- 11 調査対象者が所属する研究機関は、必要に応じて、調査対象者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

（審理及び認定）

第8条 委員会は、不正行為の有無及び程度、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理及び認定を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 審理に当たっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を付与しなければならない。

（不服申立て）

第9条 不正行為と認定された調査対象者は、あらかじめ試験研究機関が定めた期間内に、試験研究機関に不服申立てをすることができる。

- 2 試験研究機関は、調査対象者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知する。加えて、試験研究機関は、その事案に係る配分機関等に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をした時も同様とする。

- 3 不服申立てについて、委員会は30日以内に再調査を行い、再調査開始から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに試験研究機関に報告する。試験研究機関は当該結果を調査対象者及び調査対象者が所属する機関に通知する。加えて、試験研究機関は、その事案に係る配分機関等に報告する。

(処分等の措置)

第10条 最高管理責任者は、前条の委員会の報告に基づき不正行為があったと認めるときは、農林水産政策課（水産研究センターにあつては水産振興課及び農林水産政策課）を経由して、山口県考査規程（昭和29年訓令第2号）の規定に基づき、人事課長に報告しなければならない。

- 2 報告した後の処分等の措置については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の懲戒の手続、効果等に関する条例（昭和26年条例第44号）その他の規定に基づき、適正に執行される。

- 3 最高管理責任者は、第1項の認定の内容を文書により通報者に通知しなければならない。この場合において、氏名の秘匿を希望した者については、第6条第1項による通報を受けた最高管理責任者又は統括管理責任者が通知するものとする。

- 4 最高管理責任者は、認定の内容について、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として書面により公表するものとする。公表事項について、調査対象者の意見がある場合は、その意見も併せて公表するものとする。

- 5 最高管理責任者は、不正行為がなかったと認定した場合、調査対象者の研究活動の正常化及び名誉回復のために十分な措置をとらなければならない。

(配分機関等への報告等)

第11条 調査に当たっては、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。

- 2 調査開始から150日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。

- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。

- 4 上記2、3のほか、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。また、再調査開始の決定、再調査の結果を配分機関等に報告するものとする。

(通報者の保護)

第12条 最高管理責任者は、不正行為に関する通報者及び調査対象者が、通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けることがないように、必要な措置を講ずるとともに、通報者及び調査対象者その他関係者の職場環境の保全に努めなければならない

い。

(通報の乱用禁止)

第13条 何人も、虚偽の通報又は他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的による通報を行ってはならない。調査の過程において、こうした通報と認定された場合、最高管理責任者は、当該通報者の氏名の公表等、必要な措置をとるものとする。

(守秘義務)

第14条 この規定に基づき不正行為の調査に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。その職を退いた後においても、同様とする。

(進捗状況の報告)

第15条 競争的資金等の適正な運営及び管理のため、統括管理責任者は、四半期毎に予算の執行状況を確認し、研究員は定期的開催される所内会議において対象とする研究課題の進捗状況を適宜報告するものとする。

附則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年11月25日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 2月20日から施行する。

この要綱は、平成30年 2月14日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。